

第1回 国立高度専門医療研究センターの在り方に関する検討会

日時：平成24年7月2日（月）15:00～17:00

場所：経済産業省別館825号会議室（別館8階）

議 事 次 第

議 題

1. 座長の選出
2. 検討会の趣旨及び進め方について
3. 国立高度専門医療研究センターの現状等について
 - ・各センターからのヒアリングの進め方について
 - ・国立がん研究センターからヒアリング
 - ・国立精神・神経医療研究センターからヒアリング
4. その他

配布資料

- 1 国立高度専門医療研究センターの在り方に関する検討会について
- 2-1 国立高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の概要
- 2-2 国立高度専門医療研究センターを中核に取り組む医療課題
- 2-3 独立行政法人制度の概要
- 2-4 国立高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（抄）
（平成20年法律第93号）
- 2-5 国立高度専門医療研究センターの概要
- 2-6 高度専門医療研究部会 平成22年度実績に係る評価結果一覧表
- 2-7 国立高度専門医療研究センターの収支状況（平成22～23年度）
- 2-8 医療イノベーション5か年戦略（平成24年6月6日医療イノベーション会議）（抄）
- 3 各センターからのヒアリングの進め方について
- 4 国立がん研究センターヒアリング資料
- 5 国立精神・神経医療研究センターヒアリング資料

国立高度専門医療研究センターの在り方に関する検討会

構 成 員 名 簿

おおたわ ^{ふみ え} 史 絵	内科医・作家
おぎ の かず お 荻 野 和 郎	日本医療機器産業連合会会長
こん どう たつ や 近 藤 達 也	医薬品医療機器総合機構理事長
さ さ き い そ お 佐々木 一十郎	宮城県名取市長
さる た たか お 猿 田 享 男	慶應義塾大学名誉教授
そ ぶ え げん 祖父江 元	名古屋大学大学院医学系研究科教授
て しろ ぎ いさお 手代木 功	日本製薬工業協会会長
なが い りょう ぞう 永 井 良 三	自治医科大学学長
にい なみ たけ し 新 浪 剛 史	株式会社ローソン代表取締役社長兼CEO
に しな あ き こ 仁 科 亜 季 子	女優
はな い じゅう ご 花 井 十 伍	全国薬害被害者団体連絡協議会代表世話人
ふく い つぐ や 福 井 次 矢	聖路加国際病院院長
まつ もと よういちろう 松 本 洋 一 郎	東京大学大学院工学系研究科教授

平成24年7月2日現在
五十音順、敬称略

国立高度専門医療研究センターの在り方に関する検討会について

1 検討会の目的

国立高度専門医療研究センター（以下「センター」という。）については、「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」（平成20年法律第93号）附則第24条で、法律の施行後3年以内に、センターの組織及び業務について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

また、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）でも、同旨が記載されている。

このため、センターがその役割、使命を果たすことによって、高度で専門的な医療の向上を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与することができるよう、センターの在り方を検討する。

2 主な検討内容

- ① 業務運営（国の関与等）の在り方
- ② 財政運営の在り方
- ③ 目標・評価の在り方
- ④ 国民目線での情報公開・発信の在り方等について検討する。

3 検討会の構成員

別紙のとおり

4 事務局

事務局は、医政局国立病院課で担うものとする。

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（抄）

（平成 20 年 12 月 19 日法律第 93 号）

附則

（検討）

第二十四条

政府は、この法律の施行後三年以内に、その業務として研究及び開発を行う他の独立行政法人の見直しその他の独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ、国立高度専門医療研究センターの業務についての社会的な評価を含む業務の実施状況その他この法律の施行の状況を勘案し、国立高度専門医療研究センターの組織及び業務について、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（抄）

（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）

【国立高度専門医療研究センター】

- 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）の附則第24条の規定に基づき、この法律の施行後3年以内に、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。その際、医療や創薬に関係する他の研究所との統合や機能面による再整理も含め、既存の枠組みにとらわれない検討を進める。

今後の予定（案）

第1回（7月2日）

1. 座長の選出
2. 検討会の趣旨及び進め方について
3. 国立高度専門医療研究センターの現状等について
 - ・各センターからのヒアリングの進め方について
 - ・国立がん研究センターからヒアリング
 - ・国立精神・神経医療研究センターからヒアリング

第2回（7月26日）

1. 国立高度専門医療研究センターの現状等について
 - ・国立循環器病研究センターからヒアリング
 - ・国立国際医療研究センターからヒアリング

第3回（8月30日）

1. 国立高度専門医療研究センターの現状等について
 - ・国立成育医療研究センターからヒアリング
 - ・国立長寿医療研究センターからヒアリング

第4回

1. NCの役割、機能、業務について（総論・各論）

第5回

1. 組織について
 - ・法人制度の種類（研究開発法人か、医療型法人か）
 - ・医薬や創薬に関係する他の研究所との統合
 - ・機能面による再整理
2. 国の関与について
3. 目標、評価の在り方について
4. 病院運営の在り方について
5. 国民目線での情報公開、発信の在り方について

第6回

1. 論点整理

第7回

1. 報告書（案）について

国立高度専門医療研究センターの在り方に関する検討会

構 成 員 名 簿

おおたわ ^{ふみ} 史 ^え 絵	内科医・作家
おぎ の かず お 荻 野 和 郎	日本医療機器産業連合会会長
こん どう たつ や 近 藤 達 也	医薬品医療機器総合機構理事長
さ さ き い そ お 佐々木 一十郎	宮城県名取市長
さる た たか お 猿 田 享 男	慶應義塾大学名誉教授
そ ぶ え げん 祖父江 元	名古屋大学大学院医学系研究科教授
て しろ ぎ いさお 手代木 功	日本製薬工業協会会長
なが い りょう ぞう 永 井 良 三	自治医科大学学長
にい なみ つよ し 新 浪 剛 史	株式会社ローソン代表取締役社長兼CEO
に しな あ き こ 仁 科 亜季子	女優
はな い じゅう ご 花 井 十 伍	全国薬害被害者団体連絡協議会代表世話人
ふく い つぐ や 福 井 次 矢	聖路加国際病院院長
まつ もと よういちろう 松 本 洋一郎	東京大学大学院工学系研究科教授

平成24年7月2日現在
五十音順、敬称略

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の概要

現在6つある国立高度専門医療センターを、それぞれ平成22年度から非公務員型の独立行政法人へ移行させるため、所要の措置を講ずる。

組織形態

【平成22年3月まで】

国立高度専門医療センター(NC)

- ・国立がんセンター
- ・国立循環器病センター
- ・国立精神・神経センター
- ・国立国際医療センター
- ・国立成育医療センター
- ・国立長寿医療センター

【平成22年4月】

国立高度専門医療研究センター

- ・(独)国立がん研究センター
- ・(独)国立循環器病研究センター
- ・(独)国立精神・神経医療研究センター
- ・(独)国立国際医療研究センター
- ・(独)国立成育医療研究センター
- ・(独)国立長寿医療研究センター

業務等

法人は、国民の健康に重大な影響のある

- ・がんその他の悪性新生物
- ・循環器病
- ・精神疾患、神経疾患、筋疾患、知的障害その他の発達障害等
- ・感染症その他の疾患であって、国際的な調査、研究を必要とするもの
- ・母性、乳幼児等の難治性疾患その他の疾患
- ・加齢に起因する疾患

に係る医療の調査、研究及び技術の開発、これらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修、医療政策の提言等の業務を行い、国内の医療水準をリードし、国際的な医療研究のネットワークに参画できる機関とする。

※ 非公務員型の独立行政法人として設立（職員に争議権あり）。

※ 役員には、各センターごと理事長1人、監事2人に加え、

下記の数の理事が法定されている。

- ・(独)国立がん研究センター……………5人以内
- ・(独)国立循環器病研究センター……………3人以内
- ・(独)国立精神・神経医療研究センター…4人以内
- ・(独)国立国際医療研究センター……………6人以内
- ・(独)国立成育医療研究センター……………3人以内
- ・(独)国立長寿医療研究センター……………3人以内

施行期日

【法律の施行期日】平成22年4月1日（設立準備に必要な規定は公布日）

※ 行政改革推進法（平成18年法律第47号）及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）により、国立高度専門医療センター特別会計は平成21年度末日で廃止することとされている。

国立高度専門医療研究センターを中核に取り組む 主な医療課題

国立がん研究センター
がん
総患者数152万人
(平成20年患者調査より)
年間36万人が死亡
(平成23年人口動態統計より)

国立循環器病研究センター
循環器病
総患者数1,119万人
(平成20年患者調査より)
年間32万人が死亡
(平成23年人口動態統計より)

国立精神・神経医療研究センター
精神・神経疾患
精神・神経疾患総患者数 417万人
(平成20年患者調査より)
年間自殺者数 3万人
(平成23年人口動態統計より)

医療・研究
・がん発症予防・リスク要因の究明
・遺伝子診断、分子標的治療など高度先駆的ながん医療の開発研究
・難治性がん治療技術開発、評価

医療・研究
・完全埋め込み型人工心臓開発
・生理活性ペプチドを用いた治療薬開発
・テーラーメイド医療・細胞治療法の開発
・バイオマーカーの探索

医療・研究
・精神神経疾患の新規治療薬の開発
・遺伝子治療技術の開発
・発達障害の病因病態研究

人材育成・情報発信
・がん診療連携拠点病院
・質の高いがん診断・治療技術の均てん
・がん情報サービス・患者必携などの提供

人材育成・情報発信
・循環器病領域におけるリーダーの育成
・一般市民・医療従事者への心肺蘇生法の普及
・国民向けの循環器病関連情報の発信

人材育成・情報発信
・臨床研究・治験ネットワークの整備推進
・災害時のこころの情報支援・自殺総合予防対策

我が国が対応すべき疾患群

医療・研究
・HIV/AIDS・ウイルス性肝炎の新薬開発
・再生医療・細胞療法の開発
・糖尿病へのテーラーメイド医療の開発

医療・研究
・不妊症・周期異常の究明
・胎児手術・遺伝子治療
・再生医療の確立

医療・研究
・認知症の予防と最適な診断及び治療法の開発
・骨粗鬆症及びサルコペニアの予防法の開発
・健康寿命の延伸と看取り技法の開発

人材育成・情報発信
・最先端のエイズ・肝炎の医療情報提供
・根拠に基づいた糖尿病治療法の普及
・開発途上国への専門家の養成・派遣

人材育成・情報発信
・救急にも対応できる小児科医の養成
・妊婦・子どものための医薬品安全情報発信

人材育成・情報発信
・認知症ネットワークの確立
・在宅医療の推進
・介護予防の普及

HIV感染者累計1万2千人
(平成24年5月エイズ動向委員会資料より)
糖尿病予備軍 2,210万人(推計)
(平成19年国民健康・栄養調査より)
感染症及び糖尿病等
国立国際医療研究センター

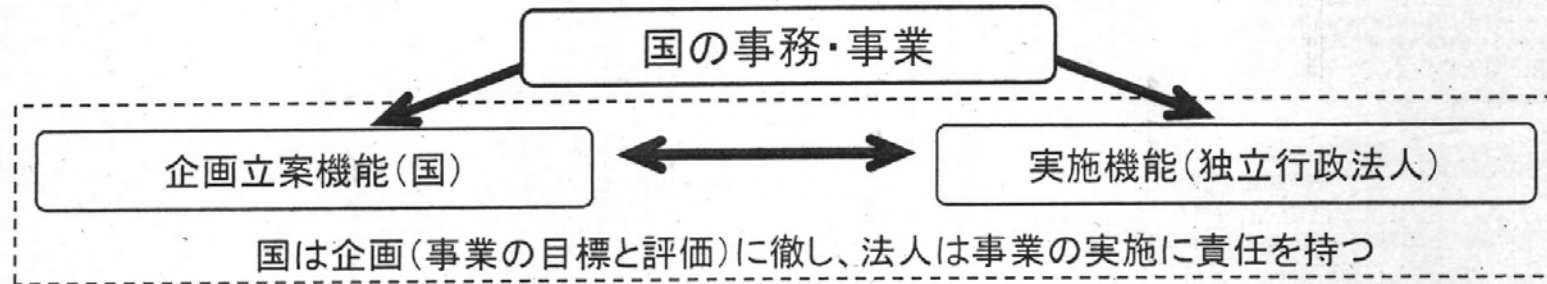
年間周産期死亡数4,300人
(平成23年人口動態統計より)
年間未成年者の事故死 1,700人
(平成23年人口動態統計より)
成育医療
国立成育医療研究センター

認知症患者数 400万人以上(推計)
(厚生労働科学研究費補助金、認知症対策総合研究事業「認知症の実態把握に向けた総合的研究」(2010年度)より)
運動器症候群4,700万人(推計)
(東京大学医学部附属病院・吉村典子特任准教授・2009年発表より)
長寿医療
国立長寿医療研究センター

資料2-2

独立行政法人制度の概要

<独立行政法人制度の基本的考え方>



<独立行政法人通則法の概要>

独立行政法人

民間にゆだねた場合には実施されないおそれがある業務の効率的・効果的な実施が目的

設立・運営

- 法人の名称・目的・業務は個別法で規定
- 法人の長と監事は主務大臣が任命、役職員は長が任命
- 役員の名称・人数・任期等及び職員の身分は個別法で定める
- 給与等の支給基準は公務員や民間企業の給与、法人の実績等を勘案して法人が定め、公表

財務・会計

- 企業会計原則
- 毎年度財務諸表を作成、会計監査人の監査、主務大臣の承認(評価委員会の意見を聴取)を受けて公表
- 政府は出資及び業務の財源の交付ができる(運営費交付金)
- 個別法に定めのある場合のみ長期借入・債券発行ができる
- 積立金(剰余金)の用途は個別法で定める。

中期目標 中期計画等

- 主務大臣は、3~5年の範囲で法人が達成すべき目標を設定(評価委員会の意見の聴取)、公表
- 法人の長は中期目標達成のための中期計画を策定、大臣認可(評価委員会の意見を聴取)、公表
- 法人の長は毎事業年度年度計画を策定、公表

評価体制

- 毎事業年度及び中期計画終了後、業務実績につき各府省の評価委員会及び総務省の審議会の評価
- 中期計画終了後、主務大臣による組織・業務の全般にわたる検討、総務省の審議会による主務大臣への勧告

<高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(個別法)>

現在、国の施設等機関である6センターが、6つの独立行政法人として位置づけられた。

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（抄）
（平成20年法律第93号）

（国立高度専門医療研究センターの目的）

- 第3条 独立行政法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）は、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
- 2 独立行政法人国立循環器病研究センター（以下「国立循環器病研究センター」という。）は、循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
- 3 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（以下「国立精神・神経医療研究センター」という。）は、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
- 4 独立行政法人国立国際医療研究センター（以下「国立国際医療研究センター」という。）は、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
- 5 独立行政法人国立成育医療研究センター（以下「国立成育医療研究センター」という。）は、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
- 6 独立行政法人国立長寿医療研究センター（以下「国立長寿医療研究センター」という。）は、加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(国立がん研究センターの業務の範囲)

第13条 国立がん研究センターは、第3条第1項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立循環器病研究センターの業務の範囲)

第14条 国立循環器病研究センターは、第3条第2項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 循環器病に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立精神・神経医療研究センターの業務の範囲)

第15条 国立精神・神経医療研究センターは、第3条第3項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。
- 四 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関し、技術者の研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立国際医療研究センターの業務の範囲)

第16条 国立国際医療研究センターは、第3条第4項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 感染症その他の疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 医療に係る国際協力に関し、調査及び研究を行うこと。
- 四 感染症その他の疾患に係る医療及び医療に係る国際協力に関し、技術者の研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 六 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立成育医療研究センターの業務の範囲)

第17条 国立成育医療研究センターは、第3条第6項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立長寿医療研究センターの業務の範囲)

第18条 国立長寿医療研究センターは、第3条第6項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 加齢に伴って生ずる心身の変化に関し、調査及び研究を行うこと。
- 二 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 三 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 四 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

国立高度専門医療研究センターの概要

法人名	(独) 国立がん研究センター (National Cancer Center)	(独) 国立循環器病研究センター (National Cerebral and Cardiovascular Center)	(独) 国立精神・神経医療研究センター (National Center of Neurology and Psychiatry)
理事長	堀田 知光	橋本 信夫	樋口 輝彦
所在地	①中央病院：東京都中央区築地 5-1-1 ②東病院：千葉県柏市柏の葉 6-5-1	大阪府吹田市藤白台 5-7-1	東京都小平市小川東町 4-1-1
組織 (概要)			
役員数	理事：5名以内、 監事：2名	理事：3名以内、 監事：2名	理事：4名以内、 監事：2名
常勤従業員数 (注1)	1,662名	1,096名	703名
事業規模 (注2)	46,108百万円	26,086百万円	13,638百万円
病床数	①中央病院：600床 ②東病院：425床	618床	474床
事業内容	我が国のがん対策の中核的機関として、がんその他の悪性新生物に関し、研究・開発、医療提供、医療従事者の研修、情報発信、政策提言等を行う。	我が国における脳卒中、心臓病等の循環器病対策の中核的機関として、循環器病に関し、研究・開発、医療提供、医療従事者の研修、情報発信、政策提言等を行う。	我が国の精神・神経疾患対策の中核的機関として、精神、神経、筋疾患及び知的障害その他の発達障害に関し、研究・開発、医療提供、医療従事者の研修、情報発信、政策提言等を行う。

注1) 平成24年4月1日現在 注2) 年度計画に記載の経常費用額(平成24年度)

法人名	(独) 国立国際医療研究センター (National Center for Global Health and Medicine)	(独) 国立成育医療研究センター (National Center for Child Health and Development)	(独) 国立長寿医療研究センター (National Center for Geriatrics and Gerontology)
理事長	春日 雅人	五十嵐 隆	大島 伸一
所在地	①病院：東京都新宿区戸山 1-21-1 ②国府台病院：千葉県市川市国府台 1-7-1	東京都世田谷区大蔵 2-10-1	愛知県大府市森岡町源吾 35
組織 (概要)			
役員数	理事：6名以内、 監事：2名	理事：3名以内、 監事：2名	理事：3名以内、 監事：2名
常勤従業員数 (注1)	1,695名	938名	452名
事業規模 (注2)	37,196百万円	20,928百万円	9,081百万円
病床数	①病院：801床 ②国府台病院：622床	490床	383床
事業内容	我が国の国際保健医療協力の中核的機関として、感染症等国際的な調査研究が必要な疾病に関し、研究・開発、医療提供、医療従事者の研修、情報発信、政策提言等を行う。	我が国の成育医療の中核的機関として、小児医療、母性医療、父性医療及び関連・境界領域を包括する成育医療に関し、研究・開発、医療提供、医療従事者の研修、情報発信、政策提言等を行う。	我が国の長寿医療の中核的機関として、加齢に伴う疾患に関し、研究・開発、医療提供、医療従事者の研修、情報発信、政策提言等を行う。

注1) 平成24年4月1日現在 注2) 年度計画に記載の経常費用額(平成24年度)

独立行政法人国立がん研究センター

(1) 沿革・組織 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

- ・前身：国立がんセンター (昭和 37 年設立)
- ・役員：6 名 (理事長 1 名、理事 3 名 (うち非常勤 2 名)、監事 2 名 (非常勤))
- ・職員：1,660 名
- ・規模：46,108 百万円 (平成 24 年度経常費用予定額)
- ・所在地及び組織

東京都中央区築地 5-1-1	千葉県柏市柏の葉 6-5-1
<ul style="list-style-type: none">・研究所 (5 グループ、25 研究分野)・中央病院 (600 床)・がん予防・検診研究センター (3 部)・がん対策情報センター (4 部)	<ul style="list-style-type: none">・臨床開発センター (5 部 2 室)・東病院 (425 床)

(2) 業務範囲

- ① がんその他の悪性新生物に係る医療に関する、調査、研究及び技術の開発
- ② ①に掲げる業務に密接に関連する医療の提供
- ③ がんその他の悪性新生物に係る医療に関する、技術者の研修
- ④ ①～③に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言
- ⑤ ①～④に掲げる業務に附帯する業務

(3) 主な取組 (中期計画より)

- ① **研究・開発**
 - ・がんの原因、発生・進展メカニズムの解明
 - ・各種がん登録、疫学研究によるがんの実態把握
 - ・有効ながん予防法、がん検診法の研究開発
 - ・高度先駆的ながん診断、治療法の基礎技術の開発
 - ・よりよい標準治療及び標準診断法を開発するための多施設共同臨床試験
 - ・医薬品及び医療機器の開発
 - ・がん医療の質的向上・均てん化のための研究開発
 - ・情報発信手法の開発
- ② **医療の提供**
 - ・高度先駆的医療の提供 (例：ゲノム・プロテオーム解析による個別化治療の開発・普及)
 - ・希少がん及び難治がんを含めた各種がんの標準的治療の実践
 - ・がん患者が必要とする緩和医療や精神心理的ケアの幅広い提供
- ③ **人材の育成**
 - ・レジデント制度、がん専門修練医制度等の専門教育制度の充実
 - ・がん診療連携拠点病院の医療従事者等を対象とした研修の実施
- ④ **医療の均てん化、情報収集・発信**
 - ・都道府県がん診療連携拠点病院等との意見交換、情報共有
 - ・患者、家族に対する、科学的根拠のあるがん関連情報の提供
 - ・医療従事者に対する、診療ガイドライン、臨床試験情報等の提供

独立行政法人国立循環器病研究センター

(1) 沿革・組織（平成24年4月1日現在）

- ・前身：国立循環器病センター（昭和52年設立）
- ・役員：6名（理事長1名、理事3名（うち非常勤2名）、監事2名（非常勤））
- ・職員：1,094名
- ・規模：26,086百万円（平成24年度経常費用予定額）
- ・所在地及び組織

大阪府吹田市藤白台5-7-1
・研究所（18部） ・研究開発基盤センター（5部） ・病院（618床）

(2) 業務範囲

- ① 循環器病に係る医療に関する、調査、研究及び技術の開発
- ② ①に掲げる業務に密接に関連する医療の提供
- ③ 循環器病に係る医療に関する、技術者の研修
- ④ ①～③に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言
- ⑤ ①～④に掲げる業務に附帯する業務

(3) 主な取組（中期計画より）

- ① 研究・開発
 - ・ 循環器病の本態解明
 - ・ 循環器疾患の登録、疫学研究等による実態把握
 - ・ 循環器病に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発
 - ・ 既存の予防手法に関する有効性と安全性を検証する研究
 - ・ 循環器病の医薬品候補となる化合物等の探索・同定
 - ・ 循環器病の機能代替医療等を可能とするための技術、機器の開発
 - ・ 循環器病医療の質向上、均てん化のための研究開発
 - ・ 情報発信手法の開発
- ② 医療の提供
 - ・ 高度先駆的医療の提供（例：移植、人工臓器、遺伝子治療等）
 - ・ 医療の標準化を推進するための、科学的根拠に基づく医療の提供
 - ・ 小児例も含めた心臓移植、QOLの高い補助人工心臓治療の実施
- ③ 人材の育成
 - ・ 循環器病領域のリーダーとして活躍できる人材の育成
 - ・ センター外の医療従事者に対する職種ごとの各種研修実施
- ④ 医療の均てん化、情報収集・発信
 - ・ 科学的根拠に基づく最新の診断・治療情報等の提供、技術援助、技術指導要請への対応

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

(1) 沿革・組織（平成 24 年 4 月 1 日現在）

- ・前身：国立精神・神経センター（昭和 61 年設立）
- ・役員：7 名（理事長 1 名、理事 4 名（うち非常勤 2 名）、監事 2 名（非常勤））
- ・職員：700 名
- ・規模：13,638 百万円（平成 24 年度経常費用予定額）
- ・所在地及び組織

東京都小平市小川東町 4-1-1
・神経研究所（14 部）
・精神保健研究所（自殺予防総合対策センター、災害時こころの情報支援センター及び 11 部）
・トランスレーショナル・メディカルセンター TMC（3 部）
・病院（474 床）

(2) 業務範囲

- ① 精神・神経疾患等※に係る医療に関する、調査、研究及び技術の開発
- ② ①に掲げる業務に密接に関連する医療の提供
- ③ 精神保健に関する調査及び研究
- ④ 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関する、技術者の研修
- ⑤ ①～④に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務

※ 精神・神経疾患等：精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害

(3) 主な取組（中期計画より）

- ① **研究・開発**
 - ・ 精神・神経疾患等の発生機序や病態解明につながる研究
 - ・ 精神・神経疾患等における罹患、転帰その他の状況の実態把握
 - ・ 新規の予防、診断、治療法を開発するための基礎医学、臨床研究等
 - ・ 多施設共同研究を活用した、有効性と安全性に関する研究
 - ・ 医薬品及び医療機器の開発の推進
 - ・ 精神・神経疾患等における医療の質向上、均てん化のための研究
 - ・ 情報発信手法の開発
- ② **医療の提供**
 - ・ 高度先駆的医療の提供（例：多施設連携による症例、臨床情報の集約に基づいた、希少疾患、難治性の精神・神経疾患等に対する医療）
 - ・ 医療の標準化を推進するための、科学的根拠に基づく医療の提供
 - ・ 医療観察法対象者への医療の提供
 - ・ 重症心身障害児（者）への医療の提供
- ③ **人材の育成**
 - ・ 精神・神経疾患当の研究・医療における専門家の養成
 - ・ 我が国の医療政策上の課題を踏まえた医療従事者等に対する各種モデル研修・講習の実施
- ④ **医療の均てん化、情報収集・発信**
 - ・ 精神・神経疾患等に関する予防・診断・治療法等の情報発信

独立行政法人国立国際医療研究センター

(1) 沿革・組織（平成24年4月1日現在）

- ・前身：国立国際医療センター（平成5年設立）
- ・役員：8名（理事長1名、理事5名（うち非常勤3名）、監事2名（非常勤））
- ・職員：1,692名
- ・規模：37,196百万円（平成24年度経常費用予定額）
- ・所在地及び組織

東京都新宿区戸山 1-21-1	千葉県市川市国府台 1-7-1	東京都清瀬市梅園 1-2-1
<ul style="list-style-type: none"> ・研究所（15部） ・臨床研究センター（4部） ・センター病院（801床） ・国際医療協力局 	<ul style="list-style-type: none"> ・国府台病院（622床） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立看護大学校

(2) 業務範囲

- ① 感染症その他の疾患*に係る医療に関する、調査、研究及び技術の開発
- ② ①に掲げる業務に密接に関連する医療の提供
- ③ 医療に係る国際協力に関する調査及び研究
- ④ 感染症その他の疾患に係る医療及び医療に係る国際協力に関する、技術者の研修
- ⑤ ①～④に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言
- ⑥ 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的とした、看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設の設置、運営
- ⑦ ①～⑥に掲げる業務に附随する業務

※ 感染症その他の疾患：感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの

(3) 主な取組（中期計画より）

- ① 研究・開発
 - ・ 感染症その他の疾患の発生機序や病態解明につながる研究
 - ・ 感染症その他の疾患の罹患、転帰その他の状況の実態把握
 - ・ 高度先駆的な予防法、早期診断技術、治療法の開発
 - ・ 標準的な予防、診断、治療法の確立に資する研究
 - ・ 医薬品及び医療機器の開発の推進
 - ・ 感染症その他の疾患の質向上、均てん化のための研究
 - ・ 情報発信手法の開発
- ② 医療の提供
 - ・ 高度先駆的医療の提供（例：エイズ患者に対する薬剤血中濃度モニター等に基づく個々人の病態に即した医療の提供）
 - ・ 医療の標準化を推進するための、科学的根拠に基づく医療の提供
 - ・ 全科的総合救急医療、精神科救急医療
- ③ 人材の育成
 - ・ 総合医療を基盤とした、高度先駆的な医療を実践できる人材の養成
 - ・ 医療の均てん化、国際保健医療協力の充実等を目的としたモデル的研修
- ④ 医療の均てん化、情報収集・発信
 - ・ 感染症その他の疾患に関する最新の診断・治療法等の情報発信

独立行政法人国立成育医療研究センター

(1) 沿革・組織（平成24年4月1日現在）

- ・前身：国立成育医療センター（平成14年設立）
- ・役員：6名（理事長1名、理事3名（非常勤）、監事2名（非常勤））
- ・職員：937名
- ・規模：20,928百万円（平成24年度経常費用予定額）
- ・所在地及び組織

東京都世田谷区大蔵 2-10-1
・研究所（11部3室）
・病院（490床）
・臨床研究センター（5室）

(2) 業務範囲

- ① 成育に係る疾患[※]に係る医療に関する、調査、研究及び技術の開発
- ② ①に掲げる業務に密接に関連する医療の提供
- ③ 成育に係る疾患に係る医療に関する、技術者の研修
- ④ ①～③に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言
- ⑤ ①～④に掲げる業務に附帯する業務

※ 母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの

(3) 主な取組（中期計画より）

① 研究・開発

- ・ 先天性免疫不全症、先天代謝異常症等の成育疾患の病態解明
- ・ 胎児期から長期に渡る児の追跡による影響調査等、成育疾患の実態把握
- ・ 成育疾患の安全かつ効果的な遺伝子・細胞治療等、高度先駆的な予防、診断、治療法の開発
- ・ 多施設共同研究等による、既存の治療法の有効性と安全性の検証、標準的治療法の確立
- ・ 成育疾患にかかる創薬標的候補分子の探索
- ・ 成育医療の質向上、均てん化のための研究開発
- ・ 情報発信手法の開発（例：妊娠と薬情報センター等の情報収集による双方向性コミュニケーションの検討）

② 医療の提供

- ・ 高度先駆的医療の提供
- ・ 医療の標準化を推進するための、科学的根拠に基づく医療の提供
- ・ 子どもの心の問題の症例に対するモデル的な医療の提供
- ・ リスクの高い妊娠に対する医療等、周産期医療における中核的な役割

③ 人材の育成

- ・ 成育医療に対する研究・医療の専門家の育成
- ・ センター内外の医療従事者を対象としたモデル研修の実施

④ 医療の均てん化、情報収集・発信

- ・ 都道府県の中核的医療機関等との情報交換、技術助言
- ・ 国内外の最新の知見等の情報を国民・医療機関に提供

独立行政法人国立長寿医療研究センター

(1) 沿革・組織（平成24年4月1日現在）

- ・前身：国立長寿医療センター（平成16年設立）
- ・役員：6名（理事長1名、理事3名（うち非常勤1名）、監事2名（非常勤））
- ・職員：449名
- ・規模：9,081百万円（平成24年度経常費用予定額）
- ・所在地及び組織

愛知県大府市森岡町源吾 35
・研究所（7部6室）
・認知症先進医療開発センター（5部1室）
・老年学・社会科学研究センター（5部）
・病院（383床）

(2) 業務範囲

- ① 加齢に伴って生ずる心身の変化に関する、調査、研究
- ② 加齢に伴う疾患*に係る医療に関する、調査、研究及び技術の開発
- ③ ①に掲げる業務に密接に関連する医療の提供
- ④ 加齢に伴う疾患に係る医療に関する、技術者の研修
- ⑤ ①～④に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附随する業務

※ 加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの

(3) 主な取組（中期計画より）

- ① 研究・開発
 - ・ 認知症の発症や加齢に伴って生ずる心身の変化のメカニズム解明
 - ・ 医学、心理学等の広い分野で加齢変化を長期的に調査する実態把握
 - ・ 認知症の指標となるバイオマーカーの開発、分子メカニズムに着目した根治的治療法の開発等、高度先駆的な予防、診断、治療法の開発
 - ・ 認知症関連物質に関わる薬剤の開発、介護機器の安全性評価基準の確立等、医薬品・医療機器の開発を目指した研究
 - ・ 長寿医療の質向上、均てん化のための研究開発
 - ・ 認知機能の低下傾向等、対象者に合わせた効果的な啓発手法の研究
- ② 医療の提供
 - ・ 高齢者に特有な疾患の予防、診断、治療及び機能低下の回復のための高度先駆的医療の提供
 - ・ 有効性や安全性の向上を目指した長寿医療の標準化
 - ・ 認知症に関する医療及び包括的支援の提供
 - ・ モデル的な在宅医療支援の提供
- ③ 人材の育成
 - ・ 長寿医療分野において将来専門家として活躍する人材の育成
 - ・ 認知症患者の地域支援調整等に携わる医師を対象とした研修等、モデル研修・講習の実施
- ④ 医療の均てん化、情報収集・発信
 - ・ 最新の知見、センターの開発成果等の情報を国民・医療機関に広報

高度専門医療研究部会 平成22年度実績に係る評定結果一覧表

中期計画	評価区分	がん		循環器		精神・神経		国際		成育		長寿	
		評定結果	自己評定	評定結果	自己評定	評定結果	自己評定	評定結果	自己評定	評定結果	自己評定	評定結果	自己評定
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	評価項目1	S	S	A	S	A	S	A	A	A	S	A	A
1. 研究・開発に関する事項	評価項目2	A	S	A	S	A	S	A	S	A	S	B	A
(1)臨床を志向した研究・開発の推進	評価項目3	S	S	A	S	S	S	A	A	S	S	A	S
(2)病院における研究・開発の推進	評価項目4	A	S	A	S	A	S	A	S	S	S	A	S
(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	評価項目5	A	S	A	S	A	A	A	S	A	A	A	A
2. 医療の提供に関する事項	評価項目6	A	S	A	S	A	S	S	S	A	A	B	A
(1)高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供	評価項目7	A	S	A	S	A	S	A	S	A	A	B	A
(2)患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供	評価項目8	A	S	A	S	A	A	A	S	A	A	B	A
(3)その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	評価項目9	A	S	A	S	A	S	S	S	A	A	A	S
3. 人材育成に関する事項	評価項目(10)	-	-	-	-	-	-	A	A	-	-	-	-
4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	評価項目(11)	-	-	-	-	-	-	A	A	-	-	-	-
5. 国への政策提言に関する事項													
6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項													
(1)公衆衛生上の重大な危害への対応													
(2)国際貢献													
(3)HIV・エイズ													
(4)看護に関する教育及び研究													
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	評価項目10(12)	A	S	A	S	A	S	A	A	A	A	A	A
1. 効率的な業務運営に関する事項	評価項目11(13)	S	S	S	S	A	S	A	S	S	S	A	A
(1)効率的な業務運営体制	評価項目12(14)	A	S	A	A	A	S	A	A	A	A	A	A
(2)効率化による収支改善													
2. 電子化の推進													
3. 法令遵守等内部統制の適切な構築													
第3 予算、収支計画及び資金計画	評価項目13(15)	A	S	A	A	A	S	A	A	A	A	B	B
1. 自己収入の増加に関する事項													
2. 資産及び負債の管理に関する事項													
1. 施設・設備整備に関する計画													
第4 短期借入金の限度額													
第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画													
第6 剰余金の使途													
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	評価項目14(16)	A	A	A	S	A	A	A	A	B	A	A	A
1. 施設・設備整備に関する計画[評価項目13で評価]													
2. 人事システムの最適化													
3. 人事に関する方針													
4. その他の事項													
()は国際の評価項目番号	S	3	13	1	12	1	11	2	8	3	5	0	3
	A	11	1	13	2	13	3	14	8	10	9	9	10
	B	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	1

国立高度専門医療研究センターの収支状況（平成22年度）

- 全センターにおいて、年度計画の経常収支差額・経常収支率を改善し上回っている。
- がん研究センター、循環器病研究センター、成育医療研究センターの3センターが、経常収支で黒字となっている。
- 6センターはいずれも、中期計画において、5年間で累計した損益計算において経常収支率が100%以上となるよう経営改善に取り組むものとされている。

（注）精神・神経医療研究センターと国際医療研究センターは22年度に病棟建替を実施。

（単位：百万円）

	がん			循環器			精神・神経		
	計画	実績	対計画	計画	実績	対計画	計画	実績	対計画
経常収益(A)	41,657	44,280	2,623	25,475	24,470	▲1,005	11,348	11,705	357
経常費用(B)	41,348	41,318	▲30	25,719	23,395	▲2,324	11,646	11,731	85
経常収支差 (A-B)	309	2,961	2,652	▲244	1,075	1,319	▲298	▲26	272
経常収支率 (A/B)%	100.7%	107.2%	+6.5 ポイント	99.1%	104.6%	+5.5 ポイント	97.4%	99.8%	+2.4 ポイント
	国際			成育			長寿		
	計画	実績	対計画	計画	実績	対計画	計画	実績	対計画
経常収益(A)	31,000	31,865	865	18,469	20,173	1,704	7,931	7,472	▲459
経常費用(B)	32,085	31,919	▲166	18,122	18,955	833	8,179	7,623	▲556
経常収支差 (A-B)	▲1,084	▲54	1,030	347	1,218	871	▲248	▲152	96
経常収支率 (A/B)%	96.6%	99.8%	+3.2 ポイント	101.9%	106.4%	+4.5 ポイント	97.0%	98.0%	+1.0 ポイント

国立高度専門医療研究センターの収支状況（平成23年度）

- 年度計画の経常収支差額と経常収支率がともに改善したのは、がん研究センター、長寿医療研究センターの2センターである。
- がん研究センター、成育医療研究センター、長寿医療研究センターの3センターが、経常収支で黒字となっている。
- 6センターはいずれも、中期計画において、5年間に累計した損益計算において経常収支率が100%以上となるよう経営改善に取り組むものとされている。

（注）精神・神経医療研究センターと国際医療研究センターは22年度に病棟建替を実施。

（単位：百万円）

	がん			循環器			精神・神経		
	計画	実績	対計画	計画	実績	対計画	計画	実績	対計画
経常収益(A)	46,207	46,361	154	26,001	25,061	▲941	12,350	12,436	86
経常費用(B)	45,736	45,202	▲534	25,975	25,652	▲323	12,552	13,201	649
経常収支差 (A-B)	471	1,159	688	27	▲591	▲618	▲202	▲765	▲563
経常収支率 (A/B)%	101.0%	102.6%	+1.6 ポイント	100.1%	97.7%	-2.4 ポイント	98.4%	94.2%	-4.2 ポイント
	国際			成育			長寿		
	計画	実績	対計画	計画	実績	対計画	計画	実績	対計画
経常収益(A)	33,828	32,472	▲1,356	20,637	21,418	781	8,106	8,699	593
経常費用(B)	35,158	34,319	▲839	19,906	20,883	977	8,281	8,399	118
経常収支差 (A-B)	▲1,330	▲1,847	▲517	731	534	▲197	▲175	300	475
経常収支率 (A/B)%	96.2%	94.6%	-1.6 ポイント	103.7%	102.6%	-1.1 ポイント	97.9%	103.6%	+5.7 ポイント

医療イノベーション5か年戦略（平成24年6月6日医療イノベーション会議）（抄）

○国立高度専門医療研究センター記載部分

Ⅲ 分野別戦略と推進方策

Ⅲ-1 革新的医薬品・医療機器の創出

Ⅲ-1-3 医薬品・医療機器開発支援体制の整備

1. オールジャパンの医薬品・医療機器開発支援体制の整備

(5) その他、以下の拠点において橋渡し支援体制を整備する。

- ③ 国立高度専門医療研究センター（ナショナルセンター）において、産官学が密接に連携できるよう、実験機器、専門性の高い人材等の整備・確保を行い、企業や海外の研究者の受入れ等を行うことにより共同研究等を推進し、企業や大学等研究機関との連携を進める。併せて、研究所と病院の連携によるトランスレーショナルリサーチを推進する。（毎年度実施する。：厚生労働省）→20P

Ⅲ-2 世界最先端の医療実現

Ⅲ-2-2 個別化医療

Ⅲ-2-2-1 個別化医療推進のためのインフラ整備（「東北メディカル・メガバンク計画」の推進を含む）東北メディカル・メガバンク計画以外の健常者・疾患コホート研究・バイオバンクの推進と連携

2. 東北メディカル・メガバンク計画以外の健常者・疾患コホート研究・バイオバンクの推進と連携

(3) ナショナルセンターにおいて、病態の解明や新たな診断・治療法開発のため、受診患者からバイオリソース及び診療情報等を効果的・効率的に収集するとともに、個別化医療の実現に向けた研究開発を推進する。（毎年度実施する。：厚生労働省）→46P

3. 医療 ICT インフラの強化

(3) 6つのナショナルセンターが連携して運営するバイオバンクについて、疾患別ネットワーク構築の可能性を検討する。（平成24年度から検討を開始し、平成25年度までに具体的な方向性を示す。：厚生労働省）→46～47P

4. メディカルインフォマティクス

(3) ナショナルセンターにおいて、病態の解明や新たな診断・治療法開発のため、受診患者から収集するバイオリソースと診療情報が付随したデータベースを構築する。（平成24年度から実施し、平成25年度までに具体的な方向性を示す。：厚生労働省）→47P

Ⅲ-3 医療イノベーション推進のための横断的施策

Ⅲ-3-1 大学、ナショナルセンター等が連携したオールジャパンの研究連携体制の構築

医療イノベーション推進の担い手となる大学やナショナルセンター等の研究機関が連携したオールジャパンの研究等連携体制の構築を目指す。（平成24年度から実施する。：内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）→49～50P

ヒアリングの進め方について

1. スケジュールについて

第1回～第3回の検討会において、2センターずつヒアリングを行う。

- ①第1回（7月2日）：国立がん研究センター
国立精神・神経医療研究センター
- ②第2回（7月26日）：国立循環器病研究センター
国立国際医療研究センター
- ③第3回（8月30日）：国立成育医療研究センター
国立長寿医療研究センター

2. 内容等について

内容は、

- ①各センターの業務の概要、実績等
- ②今後の展望、課題
- ③その他（要望事項等）

について、センターから20分で説明していただき、その後、30分の質疑時間を設けることとする（各センター50分）。

国立がん研究センターの展望と課題



独立行政法人国立がん研究センター

All Activities for Cancer Patients

職員の全ての活動はがん患者の為に！

国立がん研究センターの使命・役割

■理念

- 世界最高の医療と研究を行う
- 患者目線で政策立案を行う

■使命

1. がんの解明と発症予防
2. 高度先駆的医療の推進
3. 標準医療の普及
4. 情報の収集と提供
5. 人材の育成
6. 政策提言
7. 国際貢献

All Activities for Cancer Patients
職員の全ての活動はがん患者のために！



- ・臨床
- ・研究
- ・教育
- ・外側の大きな輪は患者・国民の協力

■NCCに期待されている役割

○国の医療政策と一体となったがん医療・がん研究の推進

- ・国の医療政策を実現するために必ずしも採算性が高いとは言えない事業を含め、わが国のがん医療とがん研究を国と一体となって着実に推進

○世界最先端のがん医療・がん研究の推進

- ・高度先駆的ながん医療を行うとともに、新たながん予防・診断・治療法の開発と、それにつながる基礎研究と臨床への橋渡し研究（トランスレーショナル・リサーチ）を推進し、その成果をわが国はもとより世界に広く発信

■がんに関する政府の重要施策

平成24年6月6日に開催された第5回医療イノベーション会議において、今後の医療イノベーション推進の具体的施策を取りまとめた工程表となる「医療イノベーション5カ年戦略」が策定されるとともに、6月8日には新たな「がん対策推進基本計画」が閣議決定されたことを受け、これらの計画に盛り込まれている施策に積極的に取り組むことがNCCの使命。

医療イノベーション5カ年戦略

- オールジャパンの医薬品・医療器機開発支援体制の整備
- 第3次対がん10カ年総合戦略後の総合的ながん研究戦略の策定
- がん登録の法制化

がん対策推進基本計画

- 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とチーム医療の推進
- がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
- がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- 地域の医療・介護サービス提供体制の構築
- 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組
- がんに関する相談支援と情報提供
- がんの予防・早期発見
- がん研究の推進
- がん登録の精度向上・標準化への取り組み
- がんの教育・普及啓発
- がん患者の就労を含めた社会的な問題への取り組み

現在の課題・提案

■わが国のがん医療の課題

- がん対策基本法及びがん対策推進基本計画の策定に伴い、がん診療連携拠点病院の整備、がん対策情報センターの設置、診療ガイドラインの整備などが進み、外形的にはがん医療の均てん化は進展。
- これらにより「がん難民」という言葉は過去のものとなり、患者や家族はさまよう集団ではなく、がん医療のあり方を考える自覚的な集団として機能。
- 外科手術、内視鏡技術、薬物療法のレベルは世界のトップレベルであるが、満足度は必ずしも高くない。
- 医療従事者、患者・国民及び行政が協力して「がん医療を創る」時代を迎えている。

■提案

○がんの新薬や新しい治療法を生み出す研究基盤の強化

- ・臨床研究中核病院を核とした、大規模臨床試験を効率的に実施する体制の構築
- ・がん領域における日本版コンペンディウムの創設
- ・保険適用前・保険適用外の医薬品・医療機器の使用

○総合的ながん研究戦略の策定

- ・第3次対がん10カ年総合戦略後の新戦略の策定

○がんと共生できる社会づくり

- ・医療経済、社会保障、生命倫理などの観点からの国民的コンセンサス作り

現行の独立行政法人制度に係る要望

NCCのような研究開発型独立行政法人は、経済活動の一環としての研究開発を実施している民間企業ではできないような国の政策に基づくトップダウン型の研究開発を実施しており、イノベーション創出の実現を目指す上で、下記のような制度上の課題を克服して、その能力の有効活用を図ることが必要。

○総人件費の削減義務の廃止

- ・ 競争的研究資金を除き、民間資金や国からの委託費などの他の全ての財源で雇用される独法の常勤職員が、行革推進法における5年間で5%の人件費削減の対象。
研究開発型独法にとっては、優秀な人材の確保が最大の課題であり、5年間で5%の人件費削減の対象外とするなど、イノベーションを担う人材を機動的に雇用できる人件費の確保が必要不可欠。

○運営費交付金の中期計画を上回る削減の廃止

- ・ 研究開発型独法の研究活動が、国内外で高い評価を受けた場合であっても、国の財政事情により、運営費交付金は一律に削減。
研究開発型独法にイノベーション創出を促すインセンティブを付与するためには、運営費交付金の一律削減のルールを廃止して、研究活動に対する正当な評価や国策としての事業規模の拡大等について、予算（運営費交付金の算定）に反映させることが必要。

○目的積立金の認定基準の緩和

- ・ 独法の経営努力による利益を次年度に繰り越して事業に充当する目的積立金の認定基準が非常に厳しく、承認されるケースが極めて限定。
研究開発型独法に経営努力を促すインセンティブを付与するためには、厳しすぎる目的積立金の認定基準を緩和し、法人の経営努力による利益を研究開発活動に充当できるようにすることが必要。

国立がん研究センター改革への取組状況

理事長就任後、各部門の役割や課題を把握するとともに、NCCが果たすべき役割を再検討するために、全部門の責任者100名以上からヒアリングを行い、以下のような組織改革等に取り組んでいる。

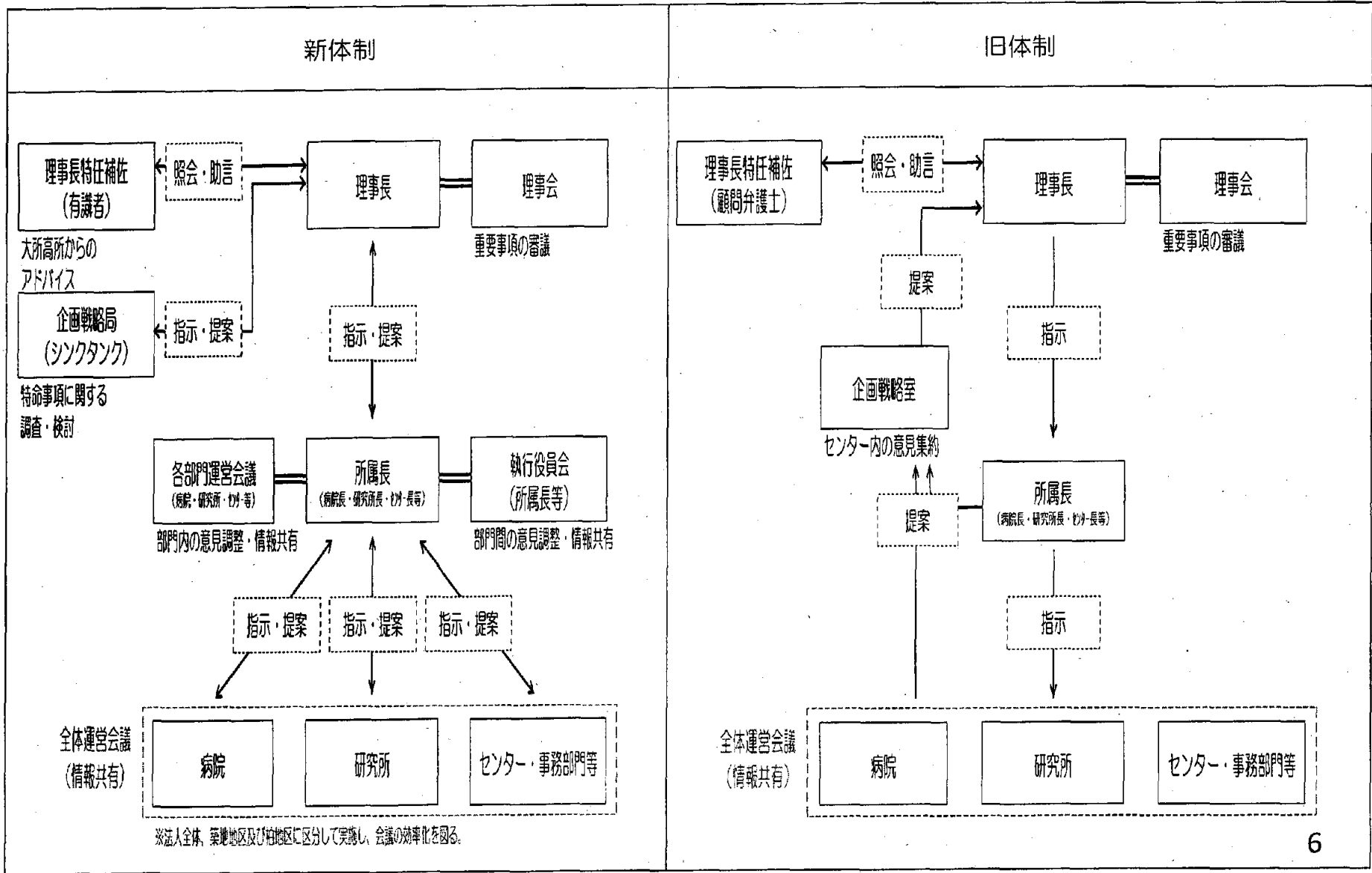
1. 組織改革

- 理事長のリーダーシップを前提に、現場の意見を反映できる運営体制を構築
 - ・執行役員会を設置するとともに、各部門の運営会議の機能強化を図ることにより、部門間及び部門内の意見調整・情報共有を推進
 - ・企画戦略局を設置し、特命事項に関する調査・検討を行うシンクタンク機能を付与

2. 役員等人事

- 医師以外の民間経営者の理事への登用（人選中）
- 国内外の有識者の理事長特任補佐への登用
- 副院長・診療科長等への若手職員の登用

NCCの組織改革（新旧比較）



今後の国立がん研究センター改革

国内外の有識者である理事長特任補佐や企業経営の経験のある役員を中心に、今後、以下のような組織改革・経営改革に取り組む。

1. 組織改革

- 中央病院と東病院の機能の明確化
- 研究所の再編
- 臨床研究支援部門の再編
- 事務部門の再編 等

2. 経営改革

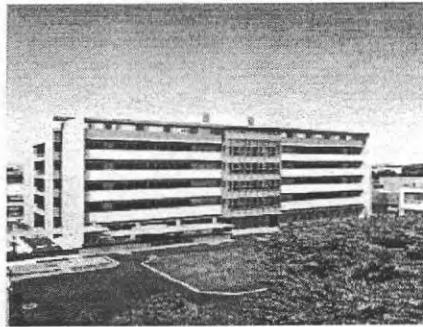
- 抜本的な人事評価制度の見直し等による職員の意識改革
- 病床利用率の向上
- 競争的研究費の獲得
- 外部委託の推進等による人的資源の集約化
- 外部コンサルタントの導入による情報システムなどのコスト削減 等



独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの概要

○世界に一つだけの精神・神経センター

世界中に精神あるいは神経研究所は数多くあるがNCNPは精神と神経の研究と診療を一体的に行っている「世界にひとつだけのセンター」



○当センターの使命

病院と研究所が一体となり、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び発達障害の克服を目指した研究開発を行い、その成果をもとに高度先駆的医療を提供するとともに、全国への普及を図る

設立：平成22年4月1日

役職員数(平成24年4月1日現在)：

常勤役員3名、常勤職員704名

主な組織：神経研究所、精神保健研究所、
トランスレーショナル・メディカルセンター、病院

運営病床数：468床

運営状況(平成23年度実績)：

- ・総収益124.4億円、総収支率92.5%
- ・経常収益124.4億円、経常収支率94.2%
- ・1日平均入院患者数 397.5人
- ・1日平均外来患者数 478.1人
- ・外部資金獲得額23.4億円 ※競争的研究資金含む

設置根拠：高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成20年法律第93号)

センターの行う業務：

- ① 精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと
- ② ①に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること
- ③ 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと
- ④ 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関し、技術者の研修を行うこと
- ⑤ ①から④に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと
- ⑥ ①から⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと



(独)国立精神・神経医療研究センターの行う事業

- ・病院と研究所が一体となり、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び発達障害の克服を目指した研究開発を行い、
- ・その成果をもとに高度先駆的医療を提供するとともに、全国への普及を図る

研究・開発

【現状と課題】

- ①高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を志向したすぐれた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要
- ②臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性を持って円滑に実施
- ③精神・神経疾患等の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

医療の提供

【現状と課題】

- ①国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供及び最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行う。
- ②患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築する。
- ③医療観察法対象者に対して、退院後の地域生活への安全で円滑な移行を支援する質の高い医療の提供を行う。
- ④重症心身障害児(者)に対して、心身の発達を促す医療及び様々な合併症を予防する総合的医療等、質の高い医療の提供を行う。

人材育成 情報発信

【現状と課題】

- ①センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、リーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努める。
- ②センター及び都道府県における中核的な医療機関等間のネットワークを構築する。
- ③医療従事者や患者・家族が信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行う。

適切な業務運営の ための組織・予算

【現状と課題】

- ①効率的な業務運営体制とするため、弾力的な組織の再編及び構築を行う。
- ②総人件費改革への取組
- ③効率的な運営を図るため、収支改善の実施及び電子化の推進
- ④法令遵守(コンプライアンス)等内部統制を適切に構築し、契約については、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施
- ⑤能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、優秀な人材を持続的に確保する。



■ 研究・開発

(1) 臨床を志向した研究・開発の推進

① センター内の連携強化

- ・施設横断的多職種のための専門疾病センター(多発性硬化症、筋疾患、てんかん、パーキンソン病・運動障害疾患、地域精神科モデル医療)を整備し運営した。
- ・基礎研究の成果を臨床での実用化に繋げられるよう、TMCを設置し、トランスレーショナル・リサーチの実施を支援する体制を整備した。
- ・センター内での共同研究115件(22'95件)を推進した。

② 研究基盤の整備

- ・TMCにおいて、バイオソース収集体制を整備したことにより、登録検体数は1,096件(22'898件)となった。
- ・IBICを設置し、大型画像機器研究体制を整備した。
- ・TMC棟、クラスター研究棟を開棟し、支援体制を整備した。

③ 産官学等との連携強化

- ・TMCにビジネス・デベロップメント室を設置し、産官学等の連携を推進した。また、産業界や先端施設等との共同研究契約25件(22'26件)を実施した。
- ・国内大学との連携大学院、国外大学との人材養成、国外研究所との研究推進などを目的とし連携を強化した。

④ 研究・開発の企画及び評価体制の整備

- ・TMC臨床研究支援部において、臨床研究業務手順書を整備するとともに、臨床研究簡易相談窓口を設置し、48件(22'43件)の相談を実施した。

⑤ 知的財産の管理強化及び活用推進

- ・TMCビジネス・デベロップメント室で知財研修の実施及び管理・審査体制を強化し特許出願11件(22'10件)行った。

(2) 病院における研究・開発の推進

① 臨床研究機能の強化

- ・研究に有効に活用するため、筋ジストロフィー(累計登録904件)や遠位型ミオパチー、パーキンソン病などの希少疾患及び難病患者登録を推進した。
- ・国際共同での医師主導治験等を推進するため、CRCを常時10名配置し、臨床研究及び治験の課題数172件(22'154件)を実施するとともに、FPIまでの平均日数の短縮にも努め平均42.7日(22'48.6日)となった。

② 倫理性・透明性の確保

- ・倫理審査の円滑化を図るため倫理審査申請システムを開発し、有害事象の情報収集や報告に活用するとともに、倫理性確保のため、研究倫理に関する研修受講記録制度などを整備し研修を行った。

(3) 戦略的・重点的な研究・開発の推進

原著論文・総説発表件数677件(22'648件)

(1) 疾病に着目した研究

- ・ヒト筋レポジトリーの中から、新規の先天性筋ジストロフィーを発見した。(CHKB遺伝子の変異)
- ・神経軸索変性過程における細胞内分子基盤を明らかにし、さらにこれを阻害することにより、ワーラー変性が抑制できることを示した。
- ・視神経脊髄炎患者(NMO)では、インタロイキン6依存性のBリンパ球(プラスモブラスト)がアクアポリン4抗体の産生に関わっていることを明らかにした。
- ・薬物依存、摂食障害や睡眠障害に対する認知行動療法の実践研究を実施した。
- ・fMRIイメージングにおいて、経頭蓋磁気刺激(TMS)により誘発される脳活動の時間変化をはじめて検討することに成功した。

(2) 均てん化に着目した研究

- ・精神科病棟における隔離拘束の実態を簡便に把握できるよう、行動制限最適化データベースソフト(eCODO)を作製し全国展開を図るとともに指標開発に取り組んだ。
- ・研究成果、公開講座等の積極的な情報発信や災害後の心のケア、アルコール関連、メンタルヘルス等をテーマにメディアカンファレンスを実施(計5回)した。



■ 医療の提供

(1) 高度先駆的医療、標準化に資する医療の提供

① 高度先駆的な医療の提供

- ・うつ症状の鑑別診断補助のため光トポ検査270件(22' 259件)やミトコンドリアDNA検査109症例(22' 75症例)を実施した。
- ・パーキンソン病の上腹部型腰曲がりについて責任筋を同定し、長期効果を得られるよう明らかにし特許申請を行った。

② 最新の科学的根拠に基づいた医療の提供

- ・統合失調症の対象患者に認知機能改善プログラム実施した。

(3) 医療政策の一環としての医療の提供

① 医療観察法対象者への医療の提供

- ・身体合併症を有する対象者の受け入れや、さらに多職種チームによる治療計画作成や治療評価会議を全例に対して毎週実施するとともに、対象者の家族会を9回開催した。
- ・指定通院医療機関として関係機関と連携し、退院後の対象者の情報収集に努め、病棟での治療等の改善に取り組んだ。

② 重症心身障害児(者)への医療の提供

- ・他科等との連携による専門的治療の提供や摂食・嚥下ケア、療育・余暇活動による患者QOLの向上に取り組むとともに、在宅支援病床を4床確保して、延べ191人の受け入れを行った。

(2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

① 患者の自己決定への支援

- ・患者・家族の治療の選択等を支援するため、セカンドオピニオン外来を76件(22' 61件)実施するとともに、認定遺伝カウンセラーの相談体制を強化した。

② 患者等参加型医療の推進

- ・CBTセンターを設置し人材育成のための研修及び研究体制を整備した。
- ・患者満足度調査の実施及び分析結果に基づく患者サービス向上に努めた。

③ チーム医療の推進

- ・栄養サポート、褥瘡対策、摂食・嚥下対策ほか複数の多職種チーム医療を実施するとともに医療観察法病棟における多職種CPA会議を244件実施した。

④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供

- ・地域連携強化のため登録医療機関制度(246施設登録)を推進するとともに、退院促進に係る退院調整会議を毎月開催し、さらに在宅支援に関しては、退院後の支援体制の強化を図り、精神科訪問看護を1,564件(22' 1,015件)実施した。また、紹介率75.8%(22' 69.6%)、逆紹介率58.3%(22' 49.6%)であった。

⑤ 医療安全管理体制の充実

- ・精神疾患患者に適した転倒転落アセスメントシートを開発・活用するとともに、医療安全対策をさらに推進するため研修会を40回開催(延受講者1,279人)した。

⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価

- ・eCODOシステムを活用し、精神疾患患者の行動制限の改善に努めた。

■ 人材育成

人材育成に関する事項

- ・研究・医療における専門家を育成するため、TMC臨床研究研修(10回開催)や若手育成カンファレンス(8回実施)等を開催した。
- ・医療従事者等に対するCBT等各種モデル的研修を80回開催(22' 67回)し、外部の受講者数は2,888人(22' 1,664人)であった。

■ 情報発信

医療の均てん化と情報の収集・発信の発信に関する事項

- ・センターとNHO等においてネットワークを構築し、情報の集約・評価を実施するとともに、市民公開講座の実施や国際的研究の進捗状況を確認して、センター内外へ発信を行った。なおHPアクセス件数は199.7万件(22' 176.7万件)であった。



NCNP 業務実績③

■政策提言、その他医療政策の推進

国への政策提言に関する事項、その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

- ・都道府県が策定する医療計画に精神疾患が加わる方針となったことから、医療計画の進捗を評価する研究を実施し、また各都道府県から情報も収集し策定作業を支援した。
- ・自殺対策推進会議(内閣府)の座長や再生医療の実現化プロジェクト(文部科学省)のプログラムディレクターとして参画するなど、種々の委員会等に積極的に協力するとともに、24年度に予定されている自殺総合対策大綱の改正に資する提言の策定や脱法ドラッグ等に対する依存性等の評価を行うなど我が国の実態調査結果等を踏まえ、専門的な政策提言を行った。
- ・東日本大震災に対し、メンタル情報サイト開設、医療技術職及び心のケア専門家の派遣、災害時こころの情報支援センターを設置し被災三県へ助言
- ・海外の研究所や大学、WHO等と連携し積極的に国際貢献を実施。また海外からの研修生及び研究者を18名(22'17名)受け入れた。

■業務運営の効率化

効率的な業務運営体制

- ・理事長を補佐する企画戦略室長や経営企画部門、理事長直属の監査室を設置するなど、ガバナンス強化を目指した運営体制とした。また、24年度から特命副院長2名の配置を決定した。
- ・企画戦略室員に様々な職種の職員を任命し、運営改善等に取り組んだ
- ・両研究所のあり方については、外部有識者を加え検討会を随時開催

効率化による収支改善・電子化の推進

- ・経常収支率94.2%(22'99.8%)
- ・委託契約見直し等により一般管理費節減▲23.1%(平成21年度比)
- ・多職種との協働等により医業未収金比率0.038%(22'0.056%)
- ・医薬品等の6NC共同入札等により材料費率17.0%(22'17.3%)
- ・センターグループウェア、電子カルテ、WEB研修システム等稼働による効率化や月次決算の実施及び病院管理診療・経営会議での改善策を検討した

法令遵守等内部統制の適切な構築

- ・監事と連携した書面監査、内部監査及び会計監査人による監査を実施するとともにコンプライアンス室を設置し、顧問弁護士を室長に選任した。
- ・契約監視委員会の点検・見直し及び契約状況の公表を実施した。

予算、収支計画及び資金計画等

- ・寄附や受託研究等の外部資金獲得額237百万円(22'318百万円)
- ・厚労科研費等の競争的研究資金獲得額2,104百万円(22'2,255百万円)
- ・長期借入金当期償還額52百万円、期末残高3,027百万円

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- ・業績評価制度を導入し、その評価結果を賞与・昇給に反映させた。
- ・医師、看護師の確保対策及び優秀な人材を公募により採用(23名)
- ・センター運営の問題点や改善策など職員の意見等を聴取できるよう職員提案窓口を設置し提案内容の対応状況等を全職員にフィードバック



(独)国立精神・神経医療研究センターの行う今後の展望

- ・病院と研究所が一体となり、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び発達障害の克服を目指した研究開発を行う
- ・その成果をもとに高度先駆的医療を提供するとともに、全国への普及を図る

